

令和8年8月25日

令和8年度第5回美浦村定例教育委員会議案

美浦村教育委員会

日 時 令和8年8月25日（火）
午前9時30分
場 所 美浦村役場 3階 大会議室

日 程

1 開会

2 付議事項

- 議案第1号 美浦村子育てのための施設等利用給付に係る手続に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第2号 美浦村教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
- 議案第3号 美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第4号 美浦村子ども・子育て支援法に係る支給認定事務等取扱規則の一部を改正する規則
- 議案第5号 美浦村長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則を廃止する規則
- 議案第6号 美浦村教育委員会事務局処務規程の一部を改正する規程
- 議案第7号 美浦村人権教育推進会議設置要綱の一部を改正する要綱
- 議案第8号 美浦村立児童館救急搬送時選定療養費助成金交付要綱の一部を改正する要綱
- 議案第9号 美浦村立大谷保育所運営規程の一部を改正する規程
- 議案第10号 美浦村立木原保育所運営規程の一部を改正する規程

3 協議事項

- 協議第1号 美浦村中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例に係る意見聴取について
- 協議第2号 令和8年度美浦村一般会計補正予算に係る意見聴取について

4 報告事項

- 報告第1号 美浦村財務規則の一部を改正する規則
- 報告第2号 美浦村行政組織規則の一部を改正する規則
- 報告第3号 美浦村決裁規程の一部を改正する規程
- 報告第4号 美浦村健康づくり推進協議会条例の一部を改正する条例
- 報告第5号 美浦村予防接種健康被害調査委員会規則の一部を改正する規則
- 報告第6号 美浦村不妊治療費補助金交付要綱の一部を改正する要綱
- 報告第7号 美浦村産後ケア事業実施要綱の一部を改正する要綱
- 報告第8号 美浦村新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

報告第 9 号 美浦村新型インフルエンザ等対策連絡会議設置要綱の一部を
改正する要綱

5 その他

6 閉会

議案第 1 号

美浦村子育てのための施設等利用給付に係る手続に関する規則の一部を
改正する規則

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

美浦村教育委員会教育長 小 松 正 樹

美浦村子育てのための施設等利用給付に係る手続に関する規則の一部を
改正する規則

美浦村子育てのための施設等利用給付に係る手続に関する規則（令和 4 年美
浦村教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条中「府令第 2 8 条の 1 9」を「府令第 2 8 条の 2 1」に改める。

様式第 8 号中「美子第」を「美健第」に、「子育て支援課」を「健康こども
課」に、「美浦村教育委員会子育て支援課」を「美浦村保健福祉部健康こども
課」に、「1 5 1 5 番地」を「1 5 4 6 番地 1」に、「0 3 4 0」を
「1 8 8 9」に改める。

様式第 9 号及び様式第 1 3 号中「美子第」を「美健第」に、「美浦村教育委
員会子育て支援課」を「美浦村保健福祉部健康こども課」に、「1 5 1 5 番
地」を「1 5 4 6 番地 1」に、「0 3 4 0」を「1 8 8 9」に改める。

様式第 1 4 号中「450×利用日数」を「490×利用日数」に、「11,300 円」を
「12,300 円」に、「16,300 円」を「17,700 円」に改める。

様式第 1 5 号中「月額 37,000 円」を「40,300 円」に、「42,000 円」を
「45,700 円」に、「限度額：37,000（42,000）円」を「限度額：40,300
（45,700）円」に改める。

様式第 1 8 号中「25,700 円」を「28,000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第 1 4 号、様式第 1 5

号及び様式第 18 号の改正規定は、令和 8 年 10 月 1 日から施行し、様式第 8 号、様式第 9 号及び様式第 13 号の改正規定は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の美浦村子育てのための施設等利用給付に係る手続に関する規則様式第 14 号、様式第 15 号及び様式第 18 号の規定は、この規則の施行の日以後の月分に係る施設等利用費について適用し、施行の日以前の月分の施設等利用費については、なお従前の例による。

議案第 1 号 美浦村子育てのための施設等利用給付に係る手続に関する規則新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（施設等利用費の請求）</p> <p>第 1 6 条 施設等利用費の請求をしようとする施設等利用給付認定保護者は、<u>府令第 2 8 条の 1 9</u>の規定に基づき、次の各号に掲げる施設等利用費の区分に応じ、当該各号に定める請求書を村長が指定する日までに、村長に提出するものとする。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>2 及び 3 （略）</p>	<p>（施設等利用費の請求）</p> <p>第 1 6 条 施設等利用費の請求をしようとする施設等利用給付認定保護者は、<u>府令第 2 8 条の 2 1</u>の規定に基づき、次の各号に掲げる施設等利用費の区分に応じ、当該各号に定める請求書を村長が指定する日までに、村長に提出するものとする。</p> <p>（1）及び（2） （略）</p> <p>2 及び 3 （略）</p>
<p>様式第 8 号</p> <p style="text-align: right;">美 子 第 号 年 月 日</p> <p>（略）</p>	<p>様式第 8 号</p> <p style="text-align: right;">美 健 第 号 年 月 日</p> <p>（略）</p>
<p>前段（略）</p> <p>保育の必要性の事由が妊娠・出産、就学、求職活動等の認定で、年度途中で認定期間が満了となった場合、満了日の翌日以降は施設等利用費の支給対象とはなりません。引き続き施設等利用給付費の支給を希望する場合は、認定期間の更新や保育の必要性の事由の変更手続きが必要となりますので、本村の<u>子育て支援課</u>に改めて子育てのための施設等利用給付認定を申請してください。</p>	<p>前段（略）</p> <p>保育の必要性の事由が妊娠・出産、就学、求職活動等の認定で、年度途中で認定期間が満了となった場合、満了日の翌日以降は施設等利用費の支給対象とはなりません。引き続き施設等利用給付費の支給を希望する場合は、認定期間の更新や保育の必要性の事由の変更手続きが必要となりますので、本村の<u>健康こども課</u>に改めて子育てのための施設等利用給付認定を申請してください。</p>

現行	改正後（案）
<p>お問い合わせ先 <u>美浦村教育委員会子育て支援課</u> <u>茨城県稲敷郡美浦村大字受領 1 5 1 5 番地</u> 電話 0 2 9 - 8 8 5 - <u>0 3 4 0</u></p>	<p>お問い合わせ先 <u>美浦村保健福祉部健康こども課</u> <u>茨城県稲敷郡美浦村大字受領 1 5 4 6 番地 1</u> 電話 0 2 9 - 8 8 5 - <u>1 8 8 9</u></p>
<p>様式第 9 号</p> <p style="text-align: right;">美 子 第 号 年 月 日</p> <p>（略）</p> <p>お問い合わせ先 <u>美浦村教育委員会子育て支援課</u> <u>茨城県稲敷郡美浦村大字受領 1 5 1 5 番地</u> 電話 0 2 9 - 8 8 5 - <u>0 3 4 0</u></p>	<p>様式第 9 号</p> <p style="text-align: right;">美 健 第 号 年 月 日</p> <p>（略）</p> <p>お問い合わせ先 <u>美浦村保健福祉部健康こども課</u> <u>茨城県稲敷郡美浦村大字受領 1 5 4 6 番地 1</u> 電話 0 2 9 - 8 8 5 - <u>1 8 8 9</u></p>
<p>様式第 1 3 号</p> <p style="text-align: right;">美 子 第 号 年 月 日</p> <p>（略）</p> <p>お問い合わせ先 <u>美浦村教育委員会子育て支援課</u> <u>茨城県稲敷郡美浦村大字受領 1 5 1 5 番地</u> 電話 0 2 9 - 8 8 5 - <u>0 3 4 0</u></p>	<p>様式第 1 3 号</p> <p style="text-align: right;">美 健 第 号 年 月 日</p> <p>（略）</p> <p>お問い合わせ先 <u>美浦村保健福祉部健康こども課</u> <u>茨城県稲敷郡美浦村大字受領 1 5 4 6 番地 1</u> 電話 0 2 9 - 8 8 5 - <u>1 8 8 9</u></p>

現行	改正後（案）																																														
様式第 1 4 号（第 1 6 条関係） <div>(表) (略)</div> <div>(裏)</div>	様式第 1 4 号（第 1 6 条関係） <div>(表) (略)</div> <div>(裏)</div>																																														
5 (略)	5 (略)																																														
6 在籍園の預かり保育事業と、認可外保育施設等の利用（※3）における施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入	6 在籍園の預かり保育事業と、認可外保育施設等の利用（※3）における施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入																																														
<table><tr><th rowspan="2">利用年月</th><th colspan="3">在籍園の預かり保育事業</th><th rowspan="2">(略)</th></tr><tr><th>施設に支払った 金額(a) ※4</th><th>利用日数</th><th>対象額(b) (450×利用日数)</th></tr><tr><td>年 月</td><td>円</td><td>日</td><td>円</td><td>(略)</td></tr><tr><td>年 月</td><td>円</td><td>日</td><td>円</td><td>(略)</td></tr><tr><td>年 月</td><td>円</td><td>日</td><td>円</td><td>(略)</td></tr></table>	利用年月	在籍園の預かり保育事業			(略)	施設に支払った 金額(a) ※4	利用日数	対象額(b) (450×利用日数)	年 月	円	日	円	(略)	年 月	円	日	円	(略)	年 月	円	日	円	(略)	<table><tr><th rowspan="2">利用年月</th><th colspan="3">在籍園の預かり保育事業</th><th rowspan="2">(略)</th></tr><tr><th>施設に支払った 金額(a) ※4</th><th>利用日数</th><th>対象額(b) (490×利用日数)</th></tr><tr><td>年 月</td><td>円</td><td>日</td><td>円</td><td>(略)</td></tr><tr><td>年 月</td><td>円</td><td>日</td><td>円</td><td>(略)</td></tr><tr><td>年 月</td><td>円</td><td>日</td><td>円</td><td>(略)</td></tr></table>	利用年月	在籍園の預かり保育事業			(略)	施設に支払った 金額(a) ※4	利用日数	対象額(b) (490×利用日数)	年 月	円	日	円	(略)	年 月	円	日	円	(略)	年 月	円	日	円	(略)
利用年月		在籍園の預かり保育事業				(略)																																									
	施設に支払った 金額(a) ※4	利用日数	対象額(b) (450×利用日数)																																												
年 月	円	日	円	(略)																																											
年 月	円	日	円	(略)																																											
年 月	円	日	円	(略)																																											
利用年月	在籍園の預かり保育事業			(略)																																											
	施設に支払った 金額(a) ※4	利用日数	対象額(b) (490×利用日数)																																												
年 月	円	日	円	(略)																																											
年 月	円	日	円	(略)																																											
年 月	円	日	円	(略)																																											
※3 (略)	※3 (略)																																														
※4 (略)	※4 (略)																																														
※5 月額上限額は、法第30条の4の認定種別が第2号の場合は <u>11,300 円</u> 、第3号の場合は <u>16,300 円</u> となります。 「c+d」がこれを超える場合は、それぞれの月額上限額を記入して下さい。	※5 月額上限額は、法第30条の4の認定種別が第2号の場合は <u>12,300 円</u> 、第3号の場合は <u>17,700 円</u> となります。 「c+d」がこれを超える場合は、それぞれの月額上限額を記入して下さい。																																														

現行	改正後（案）
<p>様式第 1 5 号（第 1 6 条関係）</p> <p>（表）（略）</p> <p>（裏）</p> <p>5 （略）</p> <p>※ 3、※ 4 （略）</p> <p>※ 5 月額上限額は、施設等利用給付第 2 号認定の場合は<u>月額 37,000 円</u>、第 3 号認定の場合は <u>42,000 円</u>です。</p> <p>月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次のとおりとなります。</p> <p>月途中で認定期間が終了する場合又は別の市町村へ転出する場合の<u>限度額：37,000（42,000）円</u>×転出日までの日数÷その月の日数</p> <p>月途中で認定期間が開始される場合又は別の市町村から転入した場合の<u>限度額：37,000（42,000）円</u>×転入先での認定日からの日数÷その月の日数</p>	<p>様式第 1 5 号（第 1 6 条関係）</p> <p>（表）（略）</p> <p>（裏）</p> <p>5 （略）</p> <p>※ 3、※ 4 （略）</p> <p>※ 5 月額上限額は、施設等利用給付第 2 号認定の場合は<u>月額 40,300 円</u>、第 3 号認定の場合は <u>45,700 円</u>です。</p> <p>月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次のとおりとなります。</p> <p>月途中で認定期間が終了する場合又は別の市町村へ転出する場合の<u>限度額：40,300（45,700）円</u>×転出日までの日数÷その月の日数</p> <p>月途中で認定期間が開始される場合又は別の市町村から転入した場合の<u>限度額：40,300（45,700）円</u>×転入先での認定日からの日数÷その月の日数</p>

現行	改正後（案）
<p>様式第 18 号（第 16 条関係）</p> <p>表 （略）</p> <p>※ 1 から※ 4 （略）</p> <p>※ 5 月の途中で利用終了する場合は、月額上限額×退所日までの平日開所日数÷その月の平日開所日数、月途中で利用開始する場合は、月額上限額×入所日以降の平日開所日数÷その月の平日開所日数として下さい。（月額上限額：<u>25,700 円</u>、国立大学附属幼稚園は 8,700 円、国立大学附属特別支援学校は 400 円）</p>	<p>様式第 18 号（第 16 条関係）</p> <p>表 （略）</p> <p>※ 1 から※ 4 （略）</p> <p>※ 5 月の途中で利用終了する場合は、月額上限額×退所日までの平日開所日数÷その月の平日開所日数、月途中で利用開始する場合は、月額上限額×入所日以降の平日開所日数÷その月の平日開所日数として下さい。（月額上限額：<u>28,000円</u>、国立大学附属幼稚園は8,700円、国立大学附属特別支援学校は400円）</p>

議案第 2 号

美浦村教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

美浦村教育委員会教育長 小 松 正 樹

美浦村教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

美浦村教育委員会事務局組織規則（平成 5 年美浦村教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表子育て支援課の項を削る。
別表子育て支援課の部を削る。

附 則

この規則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 2 号 美浦村教育委員会事務局組織規則新旧対照表

現行	改正後（案）																												
<p>（課・室・センター及び係の設置）</p> <p>第3条 事務局に、次の表の左欄に掲げる課、室及びセンターを置き、それらの課、室及びセンターに同表右欄に掲げる係を置く。</p> <table><tr><th>課・室・センター</th><th>係</th></tr><tr><td>学校教育課</td><td>総務係、学務係</td></tr><tr><td>指導室</td><td>指導係</td></tr><tr><td>子育て支援課</td><td>子育て支援係</td></tr><tr><td>生涯学習課</td><td>企画調整係、社会教育係、施設体育係</td></tr><tr><td>文化財センター</td><td>文化財庶務係、文化財保護係</td></tr><tr><td>図書室</td><td>図書係</td></tr></table>	課・室・センター	係	学校教育課	総務係、学務係	指導室	指導係	子育て支援課	子育て支援係	生涯学習課	企画調整係、社会教育係、施設体育係	文化財センター	文化財庶務係、文化財保護係	図書室	図書係	<p>（課・室・センター及び係の設置）</p> <p>第3条 事務局に、次の表の左欄に掲げる課、室及びセンターを置き、それらの課、室及びセンターに同表右欄に掲げる係を置く。</p> <table><tr><th>課・室・センター</th><th>係</th></tr><tr><td>学校教育課</td><td>総務係、学務係</td></tr><tr><td>指導室</td><td>指導係</td></tr><tr><td>_____</td><td>_____</td></tr><tr><td>生涯学習課</td><td>企画調整係、社会教育係、施設体育係</td></tr><tr><td>文化財センター</td><td>文化財庶務係、文化財保護係</td></tr><tr><td>図書室</td><td>図書係</td></tr></table>	課・室・センター	係	学校教育課	総務係、学務係	指導室	指導係	_____	_____	生涯学習課	企画調整係、社会教育係、施設体育係	文化財センター	文化財庶務係、文化財保護係	図書室	図書係
課・室・センター	係																												
学校教育課	総務係、学務係																												
指導室	指導係																												
子育て支援課	子育て支援係																												
生涯学習課	企画調整係、社会教育係、施設体育係																												
文化財センター	文化財庶務係、文化財保護係																												
図書室	図書係																												
課・室・センター	係																												
学校教育課	総務係、学務係																												
指導室	指導係																												
_____	_____																												
生涯学習課	企画調整係、社会教育係、施設体育係																												
文化財センター	文化財庶務係、文化財保護係																												
図書室	図書係																												
<p>別表（第4条関係）</p> <p>学校教育課、指導室（略）</p> <table><tr><td>子育て支援課</td><td>子育て支援係</td><td>1 母子(父子)及び寡婦福祉に関する<u>こと。</u> 2 保育所の入所に関する<u>こと。</u> 3 子ども・子育て支援法に基づく支給認定及び施設型給付費等の支給に関する<u>こと。</u> 4 保育所の利用者負担額の徴収に関する<u>こと。</u></td></tr></table>	子育て支援課	子育て支援係	1 母子(父子)及び寡婦福祉に関する <u>こと。</u> 2 保育所の入所に関する <u>こと。</u> 3 子ども・子育て支援法に基づく支給認定及び施設型給付費等の支給に関する <u>こと。</u> 4 保育所の利用者負担額の徴収に関する <u>こと。</u>	<p>別表（第4条関係）</p> <p>学校教育課、指導室（略）</p> <table><tr><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td></tr><tr><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td></tr><tr><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td></tr><tr><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td></tr><tr><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td></tr><tr><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td></tr></table>	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____							
子育て支援課	子育て支援係	1 母子(父子)及び寡婦福祉に関する <u>こと。</u> 2 保育所の入所に関する <u>こと。</u> 3 子ども・子育て支援法に基づく支給認定及び施設型給付費等の支給に関する <u>こと。</u> 4 保育所の利用者負担額の徴収に関する <u>こと。</u>																											
_____	_____	_____																											
_____	_____	_____																											
_____	_____	_____																											
_____	_____	_____																											
_____	_____	_____																											
_____	_____	_____																											

現 行			改正後（案）		
生涯学習課（略）		<u>5 幼児教育・保育の無償化に関すること。</u>	生涯学習課（略）		<hr/>
		<u>6 児童手当に関すること。</u>			<hr/>
		<u>7 児童扶養手当等に関すること。</u>			<hr/>
		<u>8 児童館の運営、維持管理に関すること。</u>			<hr/>
		<u>9 放課後児童健全育成事業に関すること。</u>			<hr/>
		<u>10 児童厚生施設の整備に関すること。</u>			<hr/>
		<u>11 幼児教育・保育施設設置に向けた幼保との連絡調整に関すること。</u>			<hr/>
生涯学習課（略）		<u>12 こども計画に関すること。</u>	生涯学習課（略）		<hr/>
					<hr/>
					<hr/>
					<hr/>
					<hr/>

議案第 3 号

美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

美浦村教育委員会教育長 小 松 正 樹

美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則の一部を改正する規則

美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則（令和元年美浦村教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「美子第」を「美健第」に、「美浦村教育委員会子育て支援課」を「美浦村保健福祉部健康こども課」に、「1 5 1 5 番地」を「1 5 4 6 番地 1」に、「0 3 4 0」を「1 8 8 9」に改める。

様式第 2 号中「0 3 4 0（代）」を「1 8 8 9」に、「子育て支援課」を「健康こども課」に改める。

様式第 3 号中「美浦村教育委員会子育て支援課」を「美浦村保健福祉部健康こども課」に、「0 3 4 0」を「1 8 8 9」に改める。

附 則

この規則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 3 号 美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則新旧対照表

現 行	改正後（案）				
<p>様式第 1 号</p> <p style="text-align: right;">美 子 第 号 年 月 日</p> <p>（略）</p> <p>お問い合わせ先 美浦村教育委員会子育て支援課 茨城県稲敷郡美浦村大字受領 <u>1 5 1 5</u> 番地 電話 0 2 9 - 8 8 5 - <u>0 3 4 0</u> （略）</p>	<p>様式第 1 号</p> <p style="text-align: right;">美 健 第 号 年 月 日</p> <p>（略）</p> <p>お問い合わせ先 美浦村保健福祉部健康こども課 茨城県稲敷郡美浦村大字受領 <u>1 5 4 6</u> 番地 <u>1</u> 電話 0 2 9 - 8 8 5 - <u>1 8 8 9</u> （略）</p>				
<p>様式第 2 号</p> <p>（略）</p> <table border="1" data-bbox="208 724 981 1099"> <tr> <td> <p>茨城県 美浦村役場 0 8 4 4 2 5 電話番号 029(885)0340(代) <u>子育て支援課</u> 月曜日～金曜日 8：30～17：15 収納代行：地銀ネットワークサービス(株)</p> </td><td> <p>領収日付印</p> </td></tr> </table> <p>（略）</p>	<p>茨城県 美浦村役場 0 8 4 4 2 5 電話番号 029(885)0340(代) <u>子育て支援課</u> 月曜日～金曜日 8：30～17：15 収納代行：地銀ネットワークサービス(株)</p>	<p>領収日付印</p>	<p>様式第 2 号</p> <p>（略）</p> <table border="1" data-bbox="1178 724 1951 1099"> <tr> <td> <p>茨城県 美浦村役場 0 8 4 4 2 5 電話番号 029(885)1889 <u>健康こども課</u> 月曜日～金曜日 8：30～17：15 収納代行：地銀ネットワークサービス(株)</p> </td><td> <p>領収日付印</p> </td></tr> </table>	<p>茨城県 美浦村役場 0 8 4 4 2 5 電話番号 029(885)1889 <u>健康こども課</u> 月曜日～金曜日 8：30～17：15 収納代行：地銀ネットワークサービス(株)</p>	<p>領収日付印</p>
<p>茨城県 美浦村役場 0 8 4 4 2 5 電話番号 029(885)0340(代) <u>子育て支援課</u> 月曜日～金曜日 8：30～17：15 収納代行：地銀ネットワークサービス(株)</p>	<p>領収日付印</p>				
<p>茨城県 美浦村役場 0 8 4 4 2 5 電話番号 029(885)1889 <u>健康こども課</u> 月曜日～金曜日 8：30～17：15 収納代行：地銀ネットワークサービス(株)</p>	<p>領収日付印</p>				

現 行	改正後（案）
様式第 3 号（第 7 条関係） （略） 問合せ先 <u>美浦村教育委員会</u> <u>子育て支援課</u> Tel 029-885- <u>0340</u> （略）	様式第 3 号（第 7 条関係） （略） 問合せ先 <u>美浦村保健福祉部</u> <u>健康こども課</u> Tel 029-885- <u>1889</u> （略）

議案第 4 号

美浦村子ども・子育て支援法に係る支給認定事務等取扱規則の一部を改正する規則

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

美浦村教育委員会教育長 小 松 正 樹

美浦村子ども・子育て支援法に係る支給認定事務等取扱規則の一部を改正する規則

美浦村子ども・子育て支援法に係る支給認定事務等取扱規則（平成 2 6 年美浦村規則第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

様式第 3 号及び第 4 号中「美子第」を「美健第」に、「美浦村教育委員会子育て支援課」を「美浦村保健福祉部健康こども課」に、「1 5 1 5 番地」を「1 5 4 6 番地 1」に、「0 3 4 0」を「1 8 8 9」に改める。

附 則

この規則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 4 号 美浦村子ども・子育て支援法に係る支給認定事務等取扱規則新旧対照表

現 行	改正後（案）
<p>様式第 3 号</p> <p style="text-align: right;">美 子 第 号 年 月 日</p> <p>（略）</p> <p>お問い合わせ先 美浦村教育委員会子育て支援課 茨城県稲敷郡美浦村大字受領 <u>1 5 1 5 番地</u> 電話 0 2 9 - 8 8 5 - <u>0 3 4 0</u> （略）</p>	<p>様式第 3 号</p> <p style="text-align: right;">美 健 第 号 年 月 日</p> <p>（略）</p> <p>お問い合わせ先 美浦村保健福祉部健康こども課 茨城県稲敷郡美浦村大字受領 <u>1 5 4 6 番地 1</u> 電話 0 2 9 - 8 8 5 - <u>1 8 8 9</u> （略）</p>
<p>様式第 4 号</p> <p style="text-align: right;">美 子 第 号 年 月 日</p> <p>（略）</p> <p>お問い合わせ先 美浦村教育委員会子育て支援課 茨城県稲敷郡美浦村大字受領 <u>1 5 1 5 番地</u> 電話 0 2 9 - 8 8 5 - <u>0 3 4 0</u> （略）</p>	<p>様式第 4 号</p> <p style="text-align: right;">美 健 第 号 年 月 日</p> <p>（略）</p> <p>お問い合わせ先 美浦村保健福祉部健康こども課 茨城県稲敷郡美浦村大字受領 <u>1 5 4 6 番地 1</u> 電話 0 2 9 - 8 8 5 - <u>1 8 8 9</u> （略）</p>

議案第 5 号

美浦村長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則を廃止する規則

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

美浦村教育委員会教育長 小 松 正 樹

美浦村長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則を廃止する規則

美浦村長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則（平成 2 7 年美浦村規則第 1 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

廃止前規則

美浦村長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第32条第3項の規定に基づき、村長の権限に属する事務の一部を美浦村教育委員会（以下「教育委員会」という。）に委任し、又は教育委員会の教育長及び事務局職員（以下「教育長等」という。）に補助執行させることについて、必要な事項を定めるものとする。

(委任する事務)

第2条 村長はその権限に属する事務のうち、次に掲げる事務を教育委員会に委任する。

- (1) 母子児童福祉に関すること。
- (2) 子育て支援に関すること。
- (3) 保育所の実施に関すること。
- (4) 児童館の管理運営に関すること。

(村長の事務の補助執行)

第3条 村長は、次に掲げる村長の事務は、教育委員会事務局の職員による補助執行とする。

- (1) 美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年条例第12号）に基づく費用の徴収に関すること
- (2) 児童手当、児童扶養手当に関すること。
- (3) 母子家庭、寡婦及び父子家庭の福祉に関すること。
- (4) 放課後児童対策の実施に関すること。
- (5) 法に基づく費用の徴収に関すること。

(権限委任の保留)

第4条 村長は、特に必要と認められるときは、教育委員会と協議して第2条の規定により委任した事務を自ら行うことができるものとする。

(協議)

第5条 教育委員会は、委任に係る事務についてこれを執行する場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、村長に協議しなければならない。

- (1) 事案の内容が特に重要であると認められるとき。
- (2) 事案の内容が異例であり、又は重要な先例となるものと認められると

き。

(3) 事案について疑義があり、又は現に紛議を生じ、若しくは生ずるおそれがあると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、事案について特に村長が了知しておく必要があると認められるとき。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、村長が教育委員会と協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、第2条に規定する事務に関し、村長がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に村長に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においてこの規則の相当規定により教育委員会又は第3条の規定により教育委員会から委任を受けた教育委員会に置かれる補助職員（以下「教育委員会等」という。）が執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における当該事務の執行については、教育委員会等がした処分その他の行為又は教育委員会等に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（令和2年規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年規則第10号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 6 号

美浦村教育委員会事務局処務規程の一部を改正する規程

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

美浦村教育委員会教育長 小 松 正 樹

美浦村教育委員会事務局処務規程の一部を改正する規程

美浦村教育委員会事務局処務規程（昭和 6 0 年美浦村教育委員会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 1 項中

「

- (3) 次世代育成支援地域行動計画策定に関する事
- (4) 保育施設の増設及び大規模な修理案の決定に関する事
- (5) 児童館の増設及び大規模な修理案の決定に関する事

」を削り、

同表第 2 項中

「

- (6) 保育所入所の決定及び保育料の賦課額の決定
- (7) 保育料の納入通知書の交付
- (8) 児童扶養手当の進達
- (9) 児童手当の認定
- (10) 母子福祉資金及び寡婦資金の経由
- (11) 児童福祉に関する申請、請求等の受理及び進達

(12) 母子家庭に関する申請、請求等の受理及び進達

(13) 放課後児童クラブの入会許可及び許可の取消し

」を削り、

同表第 3 項を削る。

附 則

この訓令は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 6 号 美浦村教育委員会事務局処務規程新旧対照表

現 行	改正後（案）
<p>別表第 1（第 3 条関係）</p> <p>1 教育部長の専決事項</p> <p>(1) 県費負担教職員の諸給与関係進達事務</p> <p>(2) 課長、所長の勤務を要しない日時の指定</p> <p><u>(3) 次世代育成支援地域行動計画策定に関する事</u></p> <p><u>(4) 保育施設の増設及び大規模な修理案の決定に関する事</u></p> <p><u>(5) 児童館の増設及び大規模な修理案の決定に関する事</u></p>	<p>別表第 1（第 3 条関係）</p> <p>1 教育部長の専決事項</p> <p>(1) 県費負担教職員の諸給与関係進達事務</p> <p>(2) 課長、所長の勤務を要しない日時の指定</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
<p>2 課長の専決事項</p> <p>(1) 課員の職務専念義務の免除並びに週休日及び勤務時間の割振り並びに休日勤務に係る勤務の免除並びに年次休暇に係る時季変更並びに療養休暇及び特別休暇の承認</p> <p>(2) 課員の扶養親族の認定</p> <p>(3) 課員の住居手当及び通勤手当に係る確認及び決定</p> <p>(4) 課員の服務に関する諸届の受理</p> <p>(5) 保存文書その他の資料の閲覧許可(重要なものを除く。)</p> <p><u>(6) 保育所入所の決定及び保育料の賦課額の決定</u></p> <p><u>(7) 保育料の納入通知書の交付</u></p> <p><u>(8) 児童扶養手当の進達</u></p> <p><u>(9) 児童手当の認定</u></p> <p><u>(10) 母子福祉資金及び寡婦資金の経由</u></p> <p><u>(11) 児童福祉に関する申請、請求等の受理及び進達</u></p> <p><u>(12) 母子家庭に関する申請、請求等の受理及び進達</u></p> <p><u>(13) 放課後児童クラブの入会許可及び許可の取消し</u></p>	<p>2 課長の専決事項</p> <p>(1) 課員の職務専念義務の免除並びに週休日及び勤務時間の割振り並びに休日勤務に係る勤務の免除並びに年次休暇に係る時季変更並びに療養休暇及び特別休暇の承認</p> <p>(2) 課員の扶養親族の認定</p> <p>(3) 課員の住居手当及び通勤手当に係る確認及び決定</p> <p>(4) 課員の服務に関する諸届の受理</p> <p>(5) 保存文書その他の資料の閲覧許可(重要なものを除く。)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

現 行	改正後（案）
<u>3 保育所長の専決事項</u> <u>(1) 保育施設の運営、維持管理に関する事項</u> <u>(2) 保育全般の運営管理に関する事項</u> <u>(3) 保育料の徴収に関する事項</u>	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

議案第 7 号

美浦村人権教育推進会議設置要綱の一部を改正する要綱

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

美浦村教育委員会教育長 小 松 正 樹

美浦村人権教育推進会議設置要綱の一部を改正する要綱

美浦村人権教育推進会議設置要綱（令和 6 年美浦村教育委員会訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表中「健康増進課長」を「健康こども課長」に改め、「子育て支援課長」を削り、「幼稚園長」を「美浦幼稚園長」に、「小・中学校長」を「美浦小学校長」に改め、同表委員の項に「美浦中学校長」を加える。

附 則

この訓令は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 7 号 美浦村人権教育推進会議設置要綱新旧対照表

現 行		改正後（案）	
別表（第 3 条関係）		別表（第 3 条関係）	
会長	教育長	会長	教育長
副会長	教育部長	副会長	教育部長
委員	総務部長	委員	総務部長
	保健福祉部長		保健福祉部長
	総務課長		総務課長
	企画財政課長		企画財政課長
	福祉介護課長		福祉介護課長
	<u>健康増進課長</u>		<u>健康こども課長</u>
	学校教育課長		学校教育課長
	指導室長		指導室長
	<u>子育て支援課長</u>		_____
	生涯学習課長		生涯学習課長
	<u>幼稚園長</u>		<u>美浦幼稚園長</u>
	<u>小・中学校長</u>		<u>美浦小学校長</u>
	_____		<u>美浦中学校長</u>

議案第 8 号

美浦村立児童館救急搬送時選定療養費助成金交付要綱の一部を改正する
要綱

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

美浦村教育委員会教育長 小 松 正 樹

美浦村立児童館救急搬送時選定療養費助成金交付要綱の一部を改正する
要綱

美浦村立児童館救急搬送時選定療養費助成金交付要綱（令和 8 年美浦村教育
委員会訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条及び第 8 条中「子育て支援課長」を「健康こども課長」に改める。
第 9 条第 1 号中「子育て支援課職員」を「健康こども課職員」に改める。
様式第 2 号中「子育て支援課長」を「健康こども課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 8 号 美浦村立児童館救急搬送時選定療養費助成金交付要綱新旧対照表

現 行	改正後（案）
<p>（報告書の請求）</p> <p>第 7 条 村長は、前条の規定による申請があったときは、<u>子育て支援課長</u>に対し、救急車要請報告書（様式第 2 号）による報告を求めるものとする。</p> <p>（交付・不交付の決定）</p> <p>第 8 条 村長は、<u>子育て支援課長</u>から前条の報告があったときは、第 6 条の申請書及び前条の報告書の内容を審査し、助成金を交付することを決定したときは、美浦村立児童館救急搬送時選定療養費助成金交付決定通知書（様式第 3 号）により、助成金を交付しないことを決定したときは、美浦村立児童館救急搬送時選定療養費助成金不交付決定通知書（様式第 4 号）により、申請者に通知するものとする。</p> <p>（交付条件）</p> <p>第 9 条 村長は、助成金の交付の決定に際し、次に掲げる事項について条件を付するものとする。</p> <p>（1）村長が助成金について報告を求め、又は<u>子育て支援課職員</u>をして、証拠書類その他の物件を調査させる場合は、これに応じなければならないこと。</p> <p>（2）（略）</p>	<p>（報告書の請求）</p> <p>第 7 条 村長は、前条の規定による申請があったときは、<u>健康こども課長</u>に対し、救急車要請報告書（様式第 2 号）による報告を求めるものとする。</p> <p>（交付・不交付の決定）</p> <p>第 8 条 村長は、<u>健康こども課長</u>から前条の報告があったときは、第 6 条の申請書及び前条の報告書の内容を審査し、助成金を交付することを決定したときは、美浦村立児童館救急搬送時選定療養費助成金交付決定通知書（様式第 3 号）により、助成金を交付しないことを決定したときは、美浦村立児童館救急搬送時選定療養費助成金不交付決定通知書（様式第 4 号）により、申請者に通知するものとする。</p> <p>（交付条件）</p> <p>第 9 条 村長は、助成金の交付の決定に際し、次に掲げる事項について条件を付するものとする。</p> <p>（1）村長が助成金について報告を求め、又は<u>健康こども課職員</u>をして、証拠書類その他の物件を調査させる場合は、これに応じなければならないこと。</p> <p>（2）（略）</p>

現 行	改正後（案）
様式第 2 号（第 7 条関係） <div> 美 第 号 年 月 日 </div> 救急車要請報告書 美浦村長 宛て <div> <u>子育て支援課長</u> ㊞ </div> 救急車の要請に関し、次のとおり報告します。 1 救急搬送された児童の氏名 2 救急車を要請した日時 年 月 日 時 分 3 救急車を要請した者（いずれかに○をつけてください。） (1) 児童館の関係者 (2) 本人又は保護者 (3) 児童館の関係者・本人・保護者のいずれでもない者 4 救急車要請までの経緯	様式第 2 号（第 7 条関係） <div> 美 第 号 年 月 日 </div> 救急車要請報告書 美浦村長 宛て <div> <u>健康こども課長</u> ㊞ </div> 救急車の要請に関し、次のとおり報告します。 1 救急搬送された児童の氏名 2 救急車を要請した日時 年 月 日 時 分 3 救急車を要請した者（いずれかに○をつけてください。） (1) 児童館の関係者 (2) 本人又は保護者 (3) 児童館の関係者・本人・保護者のいずれでもない者 4 救急車要請までの経緯

議案第 9 号

美浦村立大谷保育所運営規程の一部を改正する規程

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

美浦村教育委員会教育長 小 松 正 樹

美浦村立大谷保育所運営規程の一部を改正する規程

美浦村立大谷保育所運営規程（平成 2 7 年美浦村教育委員会訓令第 3 号）の
一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 2 項中「子育て支援課」を「健康こども課」に改める。

附 則

この訓令は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 9 号 美浦村立大谷保育所運営規程新旧対照表

現 行	改正後（案）
<p>第 1 1 条（略）</p> <p>2 特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、<u>子育て支援課</u>及び支給認定保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。</p> <p>3 （略）</p>	<p>第 1 1 条（略）</p> <p>2 特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、<u>健康こども課</u>及び支給認定保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。</p> <p>3 （略）</p>

議案第 10 号

美浦村立木原保育所運営規程の一部を改正する規程

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 8 年 8 月 25 日提出

美浦村教育委員会教育長 小 松 正 樹

美浦村立木原保育所運営規程の一部を改正する規程

美浦村立木原保育所運営規程（平成 27 年美浦村教育委員会訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 2 項中「子育て支援課」を「健康こども課」に改める。

附 則

この訓令は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 10 号 美浦村立木原保育所運営規程新旧対照表

現 行	改正後（案）
<p>第 11 条 （略）</p> <p>2 特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、<u>子育て支援課</u>及び支給認定保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。</p> <p>3 （略）</p>	<p>第 11 条 （略）</p> <p>2 特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、<u>健康こども課</u>及び支給認定保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。</p> <p>3 （略）</p>

協議第 1 号

美浦村中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する
条例に係る意見聴取について

令和 8 年第 3 回美浦村議会定例会に提出を予定する標記議案の作成について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定により美浦村長から意見を求められたため、本委員会の意見を聴取する。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

美浦村教育委員会教育長 小 松 正 樹

協議第1号資料 別紙

美浦村中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する
条例

美浦村中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例（昭和57年美浦村条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「1, 460番地の1」を「1460番地1」に改め、「美浦村中央公民館」の次に「(以下「公民館」という。)」を加える。

第4条第1項中「第2条に規定する美浦村中央」を削り、「審議会」の次に「(以下「審議会」という。)」を加え、同条第2項中「中から」の次に「美浦村教育委員会（以下「教育委員会」という。）が」を加え、同条第3項中「公民館運営」を削り、同条第5項中「法第30条第1項に規定する者」を「第2項の要件」に改める。

第8条中「公民館運営」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

現行	改正後（案）
<p>（設置）</p> <p>第２条 美浦村大字受領<u>１，４６０番地の１</u>に美浦村中央公民館_____を設置する。</p>	<p>（設置）</p> <p>第２条 美浦村大字受領<u>１４６０番地１</u>に美浦村中央公民館（以下「公民館」という。）を設置する。</p>
<p>（公民館運営審議会の委員及び任期）</p> <p>第４条 法第２９条第１項の規定に基づき、<u>第２条に規定する美浦村中央公民館に公民館運営審議会_____を置く。</u></p> <p>２ 審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から_____委嘱する。</p> <p>３ <u>公民館運営審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、１０人以内とする。</u></p> <p>４ 委員の任期は２年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>５ 委員が<u>法第３０条第１項に規定する者に該当しなくなった場合又は特別の事情が生じた場合は、教育委員会はその任期中であってもこれを解嘱することができる。</u></p>	<p>（公民館運営審議会の委員及び任期）</p> <p>第４条 法第２９条第１項の規定に基づき、_____<u>公民館に公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。</u></p> <p>２ 審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から<u>美浦村教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。</u></p> <p>３ _____<u>審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、１０人以内とする。</u></p> <p>４ 委員の任期は２年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>５ 委員が<u>第２項の要件_____に該当しなくなった場合又は特別の事情が生じた場合は、教育委員会はその任期中であってもこれを解嘱することができる。</u></p>
<p>（委任）</p> <p>第８条 この条例に定めるもののほか、公民館の管理運営並びに<u>公民館運営審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</u></p>	<p>（委任）</p> <p>第８条 この条例に定めるもののほか、公民館の管理運営並びに_____審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p>

協議第 2 号

令和 8 年度美浦村一般会計補正予算に係る意見聴取について

令和 8 年第 3 回美浦村議会定例会に提出を予定する標記議案の作成について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定により美浦村長から意見を求められたため、本委員会の意見を聴取する。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

美浦村教育委員会教育長 小 松 正 樹

令和8年度 9月補正歳出一般会計

(単位:千円)

所属名	款	款名	項	目	事業名	節	細 節	摘 要	摘要名	決定額	補正前額	補正後額									
学校教育課	09	教育費	01	02	03 事務局経費	01	04	001	一般事務職員	2,020	0	2,020									
							03	09	005	期末手当(会計年度任用職パートタイム)	282	0	282								
								10	005	勤勉手当(会計年度任用職パートタイム)	239	0	239								
								04	06	005	社会保険料(会計年度任用職パートタイム)	245	0	245							
						10	01	035	DNSサービス利用料	37	336	373									
							03	01	04	中学校運営事業費	160	42	202								
									05	中学校施設管理費	296	0	296								
							06	04	06	学校給食運営事業費	1,257	0	1,257								
					08	01			001	費用弁償	61	5	66								
					計										4,597	383	4,980				
美浦中学校	09	教育費	03	01	03 美浦中学校学校管理費	17	01	001	庁用器具費	300	921	1,221									
									計										300	921	1,221
子育て支援課	03	民生費	02	04	03 児童厚生施設整備事業費	12	05	045	埋蔵文化財発掘調査業務委託料	26,587	0	26,587									
									計										26,587	0	26,587
生涯学習課	09	教育費	05	01	53	地区公民館補助事業費	18	10	015	地区公民館等修繕等補助金	483	279	762								
					02	03	中央公民館管理費	10	01	001	消耗品費	32	264	296							
				14				03	050	施設修繕工事	4,477	11,304	15,781								
					10	06	002				施設等修繕料	600	1,000	1,600							
				計										5,592	12,847	18,439					
美浦幼稚園	09	教育費	04	01	03 幼稚園運営費	10	07	001	賄材料費	0	3,631	3,631									
									計										0	3,631	3,631
大谷保育所	03	民生費	02	03	02 大谷保育所運営費	10	07	001	賄材料費	0	9,324	9,324									
									計										0	9,324	9,324
木原保育所	03	民生費	02	03	04 木原保育所運営費	10	07	001	賄材料費	0	6,846	6,846									
									計										0	6,846	6,846

令和8年度 9月補正歳入一般会計

(単位:千円)

所属名	款	款名	項	目	節	節名	摘要	摘要名	決定額	補正前額	補正後額
企画財政課	15	国庫支出金	02	01	01	総務管理費補助金	082	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	6,637	23,054	29,691

報告第 1 号

美浦村財務規則の一部を改正する規則

上記について下記のとおり報告する。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

美浦村教育委員会教育長 小 松 正 樹

美浦村財務規則の一部を改正する規則

美浦村財務規則（平成 1 9 年美浦村規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 設置箇所の欄中

「

健康増進課
国保年金課
都市建設課
経済課
生活安全課
上下水道課
学校教育課
子育て支援課
生涯学習課
保育所
幼稚園

」を

「

健康こども課
国保年金課
大谷保育所
木原保育所
都市建設課
経済課
生活安全課
上下水道課
学校教育課
生涯学習課
美浦幼稚園

」に改める。

別表第 3 中

「

健康増進課	課長	職員
国保年金課	課長	職員
都市建設課	課長	職員
経済課	課長	職員
生活安全課	課長	職員
上下水道課	課長	職員
学校教育課	課長	職員
子育て支援課	課長	職員
生涯学習課	課長	職員
保育所	所長	職員
幼稚園	園長	職員

」を

「

健康こども課	課長	職員
国保年金課	課長	職員
大谷保育所	所長	職員
木原保育所	所長	職員
都市建設課	課長	職員
経済課	課長	職員
生活安全課	課長	職員
上下水道課	課長	職員
学校教育課	課長	職員
生涯学習課	課長	職員
美浦幼稚園	園長	職員

」に改める。

附 則

この規則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

報告第1号 美浦村財務規則新旧対照表

現 行			改正後（案）		
別表第 2 出納員及び現金取扱員設置表			別表第 2 出納員及び現金取扱員設置表		
設置箇所	委任事務		設置箇所	委任事務	
	出納員	現金取扱員		出納員	現金取扱員
会計課	(略)	(略)	会計課	(略)	(略)
総務課	(1) 所管に属する現金の収納及び保管に関する事務 (2) 課における物品の 出納及び保管に関する事務	所管に属する現金の収納及び保管に関する事務のうち、出納員が指定するもの	総務課	(1) 所管に属する現金の収納及び保管に関する事務 (2) 課における物品の 出納及び保管に関する事務	所管に属する現金の収納及び保管に関する事務のうち、出納員が指定するもの
企画財政課					
税務課					
収納課					
住民課					
福祉介護課					
健康増進課					
国保年金課					

都市建設課					
経済課					
生活安全課					
上下水道課					
学校教育課					
子育て支援課					
生涯学習課					
保育所					
幼稚園_____					

現 行			改正後（案）		
別表第3 出納員及び現金取扱員指定表			別表第3 出納員及び現金取扱員指定表		
区分	出納員	現金取扱員	区分	出納員	現金取扱員
会計課	課長	職員	会計課	課長	職員
総務課	課長	職員	総務課	課長	職員
企画財政課	課長	職員	企画財政課	課長	職員
税務課	課長	徴収吏員	税務課	課長	徴収吏員
収納課	課長	徴収吏員	収納課	課長	徴収吏員
住民課	課長	職員	住民課	課長	職員
福祉介護課	課長	職員	福祉介護課	課長	職員
健康増進課	課長	職員	健康こども課	課長	職員
国保年金課	課長	職員	国保年金課	課長	職員
_____	_____	_____	大谷保育所	所長	職員
_____	_____	_____	木原保育所	所長	職員
都市建設課	課長	職員	都市建設課	課長	職員
経済課	課長	職員	経済課	課長	職員
生活安全課	課長	職員	生活安全課	課長	職員
上下水道課	課長	職員	上下水道課	課長	職員
学校教育課	課長	職員	学校教育課	課長	職員
子育て支援課	課長	職員	_____	_____	_____
生涯学習課	課長	職員	生涯学習課	課長	職員
保育所	所長	職員	_____	_____	_____
_____幼稚園	園長	職員	美浦幼稚園	園長	職員

報告第 2 号

美浦村行政組織規則の一部を改正する規則

上記について下記のとおり報告する。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

美浦村教育委員会教育長 小 松 正 樹

美浦村行政組織規則の一部を改正する規則

美浦村行政組織規則（平成 2 2 年美浦村規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「部に課、室」を「部に課、所」に改める。

第 3 条第 3 項中「課長、」の次に「所長」を加え、同条第 5 項中「室長補佐」を「副所長」に改める。

別表第 1 中

「

保健福祉部	福祉介護課	社会福祉係、高齢福祉係、障害福祉係、介護保険係、地域包括支援係、介護予防係
	健康増進課	健康づくり係、こども相談係
	国保年金課	国保係、年金係、高齢者医療係

」を

「

保健福祉部	福祉介護課	社会福祉係、高齢福祉係、障害福祉係、介護保険係、地域包括支援
-------	-------	--------------------------------

		係、介護予防係
	健康こども課	健康づくり係、こども政策係、子育て支援係、こども家庭係
	国保年金課	国保係、年金係、高齢者医療係
	大谷保育所	
	木原保育所	

」に改める。

別表第3中

「

健康増進課	健康づくり係	1 健康づくりに関すること。 2 健康診査に関すること。 3 健康相談・健康教育・訪問指導に関すること。 4 食生活改善推進事業に関すること。 5 予防接種に関すること。 6 感染症等の予防、対策に関すること。 7 その他健康づくり並びに保健予防に関すること。
	こども相談係	1 子ども・子育て支援法に関すること。 2 子ども・子育て支援事業計画の推進に関すること。 3 次世代育成支援地域行動計画の推進に関すること。 4 子育て世代包括支援センター事業に関すること。 5 児童福祉に関すること。 6 子育て支援センター・ファミリーサポートセンターの運営に関すること。 7 その他、子育て支援に関すること。

」を

「

健康こども課	健康づくり係	<ol style="list-style-type: none"> 1 健康づくりに関すること。 2 健康診査に関すること。 3 健康相談・健康教育・訪問指導に関すること。 4 食生活改善推進事業に関すること。 5 予防接種に関すること。 6 感染症等の予防、対策に関すること。 7 その他健康づくり並びに保健予防に関すること。
	こども政策係	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童福祉施策の企画立案に関すること。 2 子ども・子育て支援事業計画に関すること。 3 こども計画に関すること。 4 子ども・子育て支援施設の整備及び維持管理に関すること。 5 幼児教育・保育施設設置に向けた幼保との連絡調整に関すること。 6 その他、こども政策に関すること。
	子育て支援係	<ol style="list-style-type: none"> 1 母子（父子）及び寡婦福祉に関すること。 2 保育所の入所に関すること。 3 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく支給認定及び施設型給付費等の支給に関すること。 4 保育所の利用者負担の徴収に関すること。 5 保育所・幼稚園の補助事業に関すること。 6 児童手当に関すること。 7 児童扶養手当等に関すること。

		8 放課後児童健全育成事業に関する こと。 9 その他、子育て支援に関する こと。
	こども家 庭係	1 こども家庭センターに関する こと。 2 母子保健に関すること。 3 児童福祉に関すること。 4 要保護児童対策地域協議会に 関すること。 5 子育て支援センター及びファ ミリーサポートセンターの運営 に関すること。 6 その他、こども家庭に関する こと。

」に改め、

「

国保年金課	国保係	1 国民健康保険の被保険者資格 に関すること。 2 国民健康保険税の賦課に関す ること。 3 国民健康保険の給付に関する こと。 4 国民健康保険の保健事業に関 すること。 5 特定健康診査、特定保健指導に 関すること。 6 国民健康保険の運営に関する こと。 7 医療福祉に関すること。 8 他の係に属さない業務に関す ること。
	年金係	1 国民年金被保険者の届出に関 すること。 2 国民年金の進達及び報告に関 すること。 3 その他国民年金に関すること。
	高齢者医 療係	1 高齢者の医療の確保に関する 法律に関すること。

		2 後期高齢者医療被保険者の資格管理に関すること。 3 後期高齢者医療保険料に関すること。 4 後期高齢者医療給付に関すること。
--	--	--

」の次に

「

大谷保育所		1 施設の管理に関すること。 2 乳幼児の保育指導に関すること。 3 乳幼児の健康管理に関すること。 4 施設の運営に関すること。 5 子育て支援に関すること。
木原保育所		1 施設の管理に関すること。 2 乳幼児の保育指導に関すること。 3 乳幼児の健康管理に関すること。 4 施設の運営に関すること。 5 子育て支援に関すること。

」を加える。

別表第4中

「

主査、主任、主事、主事補、技師、保健師、看護師、社会福祉士、管理栄養士、栄養士、自動車運転手
--

」を

「

主査、主任、主任保育士、主事、保育士、主事補、技師、保健師、看護師、社会福祉士、管理栄養士、栄養士、自動車運転手
--

」に改める。

附 則

この規則は、令和9年4月1日から施行する。

報告第2号 美浦村行政組織規則新旧対照表

現 行	改正後（案）																						
<p>（組織）</p> <p>第2条 <u>部に課、室</u>（以下「課等」という。）を、課等に室（以下「課内室」という。）及び係を別表第1のとおり設置する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（部、課等及び係の長等）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 課等に課長、<u>室長</u>（以下「各課等の長」という。）を置く。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 村長は、必要と認める課等に課長補佐、<u>室長補佐</u>及び係長を置くことができる。</p> <p>6 （略）</p>	<p>（組織）</p> <p>第2条 <u>部に課、所</u>（以下「課等」という。）を、課等に室（以下「課内室」という。）及び係を別表第1のとおり設置する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（部、課等及び係の長等）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 課等に課長、<u>所長</u>（以下「各課等の長」という。）を置く。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 村長は、必要と認める課等に課長補佐、<u>副所長</u>及び係長を置くことができる。</p> <p>6 （略）</p>																						
<p>別表第1（第2条第1項関係）</p> <p>総務部（略）</p> <table><tr><td rowspan="5">保健福祉部</td><td>福祉介護課</td><td>社会福祉係、高齢福祉係、障害福祉係、介護保険係、地域包括支援係、介護予防係</td></tr><tr><td><u>健康増進課</u></td><td>健康づくり係、<u>こども相談係</u></td></tr><tr><td>国保年金課</td><td>国保係、年金係、高齢者医療係</td></tr><tr><td>_____</td><td></td></tr><tr><td>_____</td><td></td></tr></table> <p>経済建設部（略）</p>	保健福祉部	福祉介護課	社会福祉係、高齢福祉係、障害福祉係、介護保険係、地域包括支援係、介護予防係	<u>健康増進課</u>	健康づくり係、 <u>こども相談係</u>	国保年金課	国保係、年金係、高齢者医療係	_____		_____		<p>別表第1（第2条第1項関係）</p> <p>総務部（略）</p> <table><tr><td rowspan="5">保健福祉部</td><td>福祉介護課</td><td>社会福祉係、高齢福祉係、障害福祉係、介護保険係、地域包括支援係、介護予防係</td></tr><tr><td><u>健康こども課</u></td><td>健康づくり係、<u>こども政策係、子育て支援係、こども家庭係</u></td></tr><tr><td>国保年金課</td><td>国保係、年金係、高齢者医療係</td></tr><tr><td><u>大谷保育所</u></td><td></td></tr><tr><td><u>木原保育所</u></td><td></td></tr></table> <p>経済建設部（略）</p>	保健福祉部	福祉介護課	社会福祉係、高齢福祉係、障害福祉係、介護保険係、地域包括支援係、介護予防係	<u>健康こども課</u>	健康づくり係、 <u>こども政策係、子育て支援係、こども家庭係</u>	国保年金課	国保係、年金係、高齢者医療係	<u>大谷保育所</u>		<u>木原保育所</u>	
保健福祉部		福祉介護課	社会福祉係、高齢福祉係、障害福祉係、介護保険係、地域包括支援係、介護予防係																				
		<u>健康増進課</u>	健康づくり係、 <u>こども相談係</u>																				
		国保年金課	国保係、年金係、高齢者医療係																				

保健福祉部	福祉介護課	社会福祉係、高齢福祉係、障害福祉係、介護保険係、地域包括支援係、介護予防係																					
	<u>健康こども課</u>	健康づくり係、 <u>こども政策係、子育て支援係、こども家庭係</u>																					
	国保年金課	国保係、年金係、高齢者医療係																					
	<u>大谷保育所</u>																						
	<u>木原保育所</u>																						

現 行			改正後（案）		
別表第3（第4条第1項関係） 総務課、企画財政課、税務課、収納課、住民課、福祉介護課（略）			別表第3（第4条第1項関係） 総務課、企画財政課、税務課、収納課、住民課、福祉介護課（略）		
<u>健康増進課</u>	健康づくり係	1 から 7 （略）	<u>健康こども課</u>	健康づくり係	1 から 7 （略）
	<u>こども相談係</u>	<u>1 子ども・子育て支援法に関すること。</u> <u>2 子ども・子育て支援事業計画の推進に関すること。</u> <u>3 次世代育成支援地域行動計画の推進に関すること。</u> <u>4 子育て世代包括支援センター事業に関すること。</u> <u>5 児童福祉に関すること。</u> <u>6 子育て支援センター・ファミリーサポートセンターの運営に関すること。</u> <u>7 その他、子育て支援に関すること。</u>		<u>こども政策係</u>	<u>1 児童福祉施策の企画立案に関すること。</u> <u>2 子ども・子育て支援事業計画に関すること。</u> <u>3 こども計画に関すること。</u> <u>4 子ども・子育て支援施設の整備及び維持管理に関すること。</u> <u>5 幼児教育・保育施設設置に向けた幼保との連絡調整に関すること。</u> <u>6 その他、こども政策に関すること。</u>
	_____	_____		<u>子育て支援係</u>	<u>1 母子（父子）及び寡婦福祉に関すること。</u> <u>2 保育所の入所に関すること。</u>

現 行			改正後（案）		
		<div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div>			<div>3 子ども・子育て支援法に基づく支給認定及び施設型給付費等の支給に関すること。</div> <div>4 保育所の利用者負担額の徴収に関すること。</div> <div>5 保育所・幼稚園の補助事業に関すること。</div> <div>6 児童手当に関すること。</div> <div>7 児童扶養手当等に関すること。</div> <div>8 放課後児童健全育成事業に関すること。</div> <div>9 その他、子育て支援に関すること。</div>
	<div></div> <div></div>	<div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div>		<div>こども家庭係</div>	<div>1 こども家庭センターに関すること。</div> <div>2 母子保健に関すること。</div> <div>3 児童福祉に関すること。</div> <div>4 要保護児童対策地域協議会に関すること。</div> <div>5 子育て支援センター及びファミリーサポートセンターの運営に関すること。</div>

現 行			改正後（案）		
					6 その他、こども家庭に関する こと。
国保年金課（略）			国保年金課（略）		
			大谷保育所		1 施設の管理に関すること。
					2 乳幼児の保育指導に関するこ と。
					3 乳幼児の健康管理に関するこ と。
					4 施設の運営に関すること。
					5 子育て支援に関すること。
			木原保育所		1 施設の管理に関すること。
					2 乳幼児の保育指導に関するこ と。
					3 乳幼児の健康管理に関するこ と。
					4 施設の運営に関すること。
					5 子育て支援に関すること。
都市建設課、経済課、生活安全課、上下水道課（略）			都市建設課、経済課、生活安全課、上下水道課（略）		
別表第4（第7条関係）			別表第4（第7条関係）		
主査、主任_____、主事_____、主事補、技師、保健 師、看護師、社会福祉士、管理栄養士、栄養士、自動車運転手			主査、主任、 <u>主任保育士</u> 、主事、 <u>保育士</u> 、主事補、技師、保健 師、看護師、社会福祉士、管理栄養士、栄養士、自動車運転手		

報告第 3 号

美浦村決裁規程の一部を改正する規程

上記について下記のとおり報告する。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

美浦村教育委員会教育長 小 松 正 樹

美浦村決裁規程の一部を改正する規程

美浦村決裁規程（平成 2 2 年美浦村訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 第 3 項に次の 4 号を加える。

- (6) 健康づくり計画の策定に関する事。
- (7) 子ども・子育て支援事業計画の策定に関する事。
- (8) こども計画の策定に関する事。
- (9) 子ども・子育て支援施設の増設及び大規模な修理案の決定に関する事。

別表第 4 第 8 項中「健康増進課長」を「健康こども課長」に改め、同項第 3 号中「伝染病患者の隔離及び処置」を「感染症等の予防、対策に関する事項」に改め、同項第 4 号中「保健センター」を「子ども・子育て支援施設」に改め、同項第 6 号中「に関する指導」を「推進事業に関する事項」に改め、同項に次の 1 7 号を加える。

- (7) 児童福祉施策の企画立案
- (8) 子ども・子育て支援事業計画の作成
- (9) こども計画の作成
- (10) 幼児教育・保育施設設置に向けた幼保との連絡調整
- (11) 母子（父子）及び寡婦福祉に関する事項

- (12) 保育所の入所に関する事項
- (13) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく支給認定及び施設型給付費等の支給
- (14) 保育所の利用者負担の徴収
- (15) 保育所・幼稚園の補助事業に関する事項
- (16) 児童手当に関する事項
- (17) 児童扶養手当等に関する事項
- (18) 放課後児童健全育成事業に関する事項
- (19) こども家庭センターに関する事項
- (20) 母子保健に関する事項
- (21) 児童福祉に関する事項
- (22) 要保護児童対策地域協議会に関する事項
- (23) 子育て支援センター及びファミリーサポートセンターの運営に関する事項

別表第 4 中第 13 項を第 15 項とし、第 10 項から第 12 項までを 2 項ずつ繰り下げ、第 9 項の次に次の 2 項を加える。

10 大谷保育所長専決事項

- (1) 大谷保育所の運営、維持管理に関する事項
- (2) 保育全般の運営管理に関する事項
- (3) 保育所の利用者負担以外の料金の徴収に関する事項

11 木原保育所長専決事項

- (1) 木原保育所の運営、維持管理に関する事項
- (2) 保育全般の運営管理に関する事項
- (3) 保育所の利用者負担以外の料金の徴収に関する事項

附 則

この訓令は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

報告第3号 美浦村決裁規程新旧対照表

現 行	改正後（案）
<p>別表第3（第5条関係）</p> <p>1、2 （略）</p> <p>3 保健福祉部長専決事項</p> <p>(1) 高齢者福祉計画、介護保険事業計画の策定に関する事</p> <p>(2) 介護保険料の減免に関する事</p> <p>(3) 国民健康保険税の減免に関する事</p> <p>(4) 保健思想の普及宣伝に関する事</p> <p>(5) 社会福祉施設の増設及び大規模な修理案の決定に関する事</p> <p>と。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>4 （略）</p>	<p>別表第3（第5条関係）</p> <p>1、2 （略）</p> <p>3 保健福祉部長専決事項</p> <p>(1) 高齢者福祉計画、介護保険事業計画の策定に関する事</p> <p>(2) 介護保険料の減免に関する事</p> <p>(3) 国民健康保険税の減免に関する事</p> <p>(4) 保健思想の普及宣伝に関する事</p> <p>(5) 社会福祉施設の増設及び大規模な修理案の決定に関する事</p> <p>と。</p> <p><u>(6) 健康づくり計画の策定に関する事。</u></p> <p><u>(7) 子ども・子育て支援事業計画の策定に関する事。</u></p> <p><u>(8) こども計画の策定に関する事。</u></p> <p><u>(9) 子ども・子育て支援施設の増設及び大規模な修理案の決定に関する事。</u></p> <p>4 （略）</p>
<p>別表第4（第6条関係）</p> <p>1～7 （略）</p> <p>8 <u>健康増進課長</u> 専決事項</p> <p>(1) 健康診断及び予防接種の実施</p> <p>(2) 妊娠届の受理及び母子手帳の交付</p> <p>(3) <u>伝染病患者の隔離及び処置</u></p> <p>(4) <u>保健センター</u> の運営管理</p>	<p>別表第4（第6条関係）</p> <p>1～7 （略）</p> <p>8 <u>健康こども課長</u> 専決事項</p> <p>(1) 健康診断及び予防接種の実施</p> <p>(2) 妊娠届の受理及び母子手帳の交付</p> <p>(3) <u>感染症等の予防、対策に関する事項</u></p> <p>(4) <u>子ども・子育て支援施設の運営管理</u></p>

現 行	改正後（案）
<p>(5) 健康相談及び保健指導の実施</p> <p>(6) 食生活改善に関する指導</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>(5) 健康相談及び保健指導の実施</p> <p>(6) 食生活改善<u>推進事業に関する事項</u></p> <p>(7) <u>児童福祉施策の企画立案</u></p> <p>(8) <u>子ども・子育て支援事業計画の作成</u></p> <p>(9) <u>こども計画の作成</u></p> <p>(10) <u>幼児教育・保育施設設置に向けた幼保との連絡調整</u></p> <p>(11) <u>母子（父子）及び寡婦福祉に関する事項</u></p> <p>(12) <u>保育所の入所に関する事項</u></p> <p>(13) <u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく支給認定及び施設型給付費等の支給</u></p> <p>(14) <u>保育所の利用者負担の徴収</u></p> <p>(15) <u>保育所・幼稚園の補助事業に関する事項</u></p> <p>(16) <u>児童手当に関する事項</u></p> <p>(17) <u>児童扶養手当等に関する事項</u></p> <p>(18) <u>放課後児童健全育成事業に関する事項</u></p> <p>(19) <u>こども家庭センターに関する事項</u></p> <p>(20) <u>母子保健に関する事項</u></p> <p>(21) <u>児童福祉に関する事項</u></p> <p>(22) <u>要保護児童対策地域協議会に関する事項</u></p> <p>(23) <u>子育て支援センター及びファミリーサポートセンターの運営に関する事項</u></p>
9 国保年金課長専決事項 （略）	9 国保年金課長専決事項 （略）

現 行	改正後（案）
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<u>10 大谷保育所長専決事項</u> <u>(1) 大谷保育所の運営、維持管理に関する事項</u> <u>(2) 保育全般の運営管理に関する事項</u> <u>(3) 保育所の利用者負担以外の料金の徴収に関する事項</u> <u>11 木原保育所長専決事項</u> <u>(1) 木原保育所の運営、維持管理に関する事項</u> <u>(2) 保育全般の運営管理に関する事項</u> <u>(3) 保育所の利用者負担以外の料金の徴収に関する事項</u>
<u>10 都市建設課長専決事項</u> (1)～(15) (略)	<u>12 都市建設課長専決事項</u> (1)～(15) (略)
<u>11 経済課長専決事項</u> (1)～(14) (略)	<u>13 経済課長専決事項</u> (1)～(14) (略)
<u>12 生活安全課長専決事項</u> (1)～(14) (略)	<u>14 生活安全課長専決事項</u> (1)～(14) (略)
<u>13 上下水道課長専決事項</u> (1)～(6) (略)	<u>15 上下水道課長専決事項</u> (1)～(6) (略)

報告第4号

美浦村健康づくり推進協議会条例の一部を改正する条例

上記について下記のとおり報告する。

令和8年8月25日提出

美浦村教育委員会教育長 小松正樹

美浦村健康づくり推進協議会条例の一部を改正する条例

美浦村健康づくり推進協議会条例（令和7年美浦村条例第16号）の一部を次のように改正する。

第7条中「健康増進課」を「保健福祉部健康こども課」に改める。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

報告第4号 美浦村健康づくり推進協議会条例新旧対照表

現 行	改正後（案）
<p>（庶務） 第7条 協議会の庶務は、<u>健康増進課</u>において処理する。</p>	<p>（庶務） 第7条 協議会の庶務は、<u>保健福祉部健康こども課</u>において処理する。</p>

報告第 5 号

美浦村予防接種健康被害調査委員会規則の一部を改正する規則

上記について下記のとおり報告する。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

美浦村教育委員会教育長 小 松 正 樹

美浦村予防接種健康被害調査委員会規則の一部を改正する規則

美浦村予防接種健康被害調査委員会規則（平成 2 4 年美浦村規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「健康増進課」を「健康こども課」に改める。

附 則

この規則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

報告第 5 号 美浦村予防接種健康被害調査委員会規則新旧対照表

現 行	改正後（案）
<p>（庶務） 第 9 条 委員会の庶務は、保健福祉部<u>健康増進課</u>において処理する。</p>	<p>（庶務） 第 9 条 委員会の庶務は、保健福祉部<u>健康こども課</u>において処理する。</p>

報告第 6 号

美浦村不妊治療費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

上記について下記のとおり報告する。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

美浦村教育委員会教育長 小 松 正 樹

美浦村不妊治療費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

美浦村不妊治療費補助金交付要綱（令和 7 年美浦村訓令第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

様式第 2 号及び様式第 3 号を次のように改める。

不妊治療（先進医療）受診等証明書

年 月 日

美浦村長 様

医療機関所在地

名称

主治医氏名

印

次のとおり、保険診療の生殖補助医療と併せて先進医療を実施し、これに係る医療費を徴収したことを証明します。

(ふりがな) 受診者氏名	夫	()	妻	()
生年月日・年齢		年 月 日 (歳)		年 月 日 (歳)
治療期間※1	年 月 日 ～ 年 月 日 (妊娠確認日又は治療を終了した日)			
妊娠の有無	有 ・ 無	治療ステージ	A・B・C・D・E・F・G・H ※治療ステージの詳細は、裏面参照	
保険診療について	今回の生殖補助医療は保険診療ですか ☐ はい → 右記の治療回数を記入 ☐ いいえ → 補助対象外です。		保険診療による治療回数 今回の治療は保険適用 ____ 回目	
領収金額	今回の治療に係る領収金額合計※2 円		左記のうち、 <u>先進医療</u> に係る領収金額 円	

上記治療期間中に実施した先進医療

医療技術名	実施日 ※3	領収金額
子宮内膜刺激術 (SEET 法)	年 月 日	円
タイムラプス撮像法による受精卵・胚培養	年 月 日	円
子宮内膜擦過術 (子宮内膜スクラッチ)	年 月 日	円
ヒアルロン酸を用いた生理学的精子選択術 (PICSI)	年 月 日	円
子宮内膜受容能検査 1 (ERA)	年 月 日	円
子宮内膜受容能検査 2 (ERPeak)	年 月 日	円
子宮内細菌叢検査 1 (EMMA/ALICE)	年 月 日	円
子宮内細菌叢検査 2 (子宮内フローラ検査)	年 月 日	円
強拡大顕微鏡を用いた形態学的精子選択術 (IMSI)	年 月 日	円
二段階胚移植術	年 月 日	円
タクロリムス投与療法	年 月 日	円
膜構造を用いた生理学的精子選択術	年 月 日	円
着床前胚異数性検査 1	年 月 日	円
着床前胚異数性検査 2	年 月 日	円

☐ 当医療機関は、実施した先進医療の実施医療機関として承認されている。

☐ 上記の先進医療について、保険適用となる体外受精又は顕微授精と併用して実施した。

※1 当該採卵に係る治療計画を作成した日（改めて採卵を実施しないものについては、当該胚移植術に係る治療計画を作成した日）から治療終了日までを記載してください。なお、治療終了日は原則として、妊娠判定日又は医師の判断に基づき治療を終了した日ですが、これ以外の場合は、医師が治療の終了と判断した日を記載してください。

※2 体外受精及び顕微授精に関する費用についてのみ記載し、食事療養費標準負担額、個室料、文書料等の不妊治療に直接関係のない費用は、含めないでください。

※3 実施日が複数にまたがる場合は、実施の開始日を記載してください。

様式第2号（第7条第1号関係）（裏面）

体外受精・顕微授精の治療ステージ

治療 ステージ	治療内容	採卵まで			採精（夫）	（前培養・媒精（顕微授精）・培養） 受精	胚移植						妊娠の確認 （胚移植のおおむね2週間後）
		（自然周期で行う場合もあり） 薬品投与（点鼻薬）	（自然周期で行う場合もあり） 薬品投与（注射）	採卵			新鮮胚移植		胚凍結	凍結胚移植			
							胚移植	黄体期補充療法		（自然周期で行う場合もあり） 薬品投与	胚移植	黄体期補充療法	
A	新鮮胚移植を実施												
B	凍結胚移植を実施												
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施												
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了												
E	受精できず又は、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止												
F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止												
G	卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止												
H	採卵準備中、体調不良等により治療中止												

様式第 3 号（第 7 条第 2 号関係）

年 月 日

村税等納付（納入）状況確認承諾書

美浦村長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

今回の不妊治療費補助金交付申請の審査に際し、関係書類の提出に代えて、当方及び同一世帯員の村税等の納付（納入）状況について、確認されることを承諾します。

----- 以下申請者は記入しないでください。 -----

担当課において、村税等の納付（納入）状況について確認をお願いします。

担当課名	税目等	滞納なし	滞納あり	担当者確認印
収納課	個人村民税	☐	☐ 現年度	
			☐ 過年度	
	固定資産税	☐	☐ 現年度	
			☐ 過年度	
	軽自動車税	☐	☐ 現年度	
			☐ 過年度	
	国民健康保険税	☐	☐ 現年度 ☐ 過年度	
上下水道課	後期高齢者医療保険料	☐	☐ 現年度 ☐ 過年度	
	介護保険料	☐	☐ 現年度	
			☐ 過年度	
	水道料金	☐	☐ 現年度	
			☐ 過年度	
	下水道使用料	☐	☐ 現年度 ☐ 過年度	
	下水道受益者負担金	☐	☐ 現年度 ☐ 過年度	
学校教育課	給食費	☐	☐ 過年度	
健康こども課	保育所利用者負担額	☐	☐ 現年度	
			☐ 過年度	

附 則
この訓令は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

報告第6号 美浦村不妊治療費補助金交付要綱新旧対照表
様式第2号旧様式

様式第2号（第7条第1号関係）（表面）

不妊治療（先進医療）受診等証明書

年 月 日

美浦村長 様

医療機関所在地

名称

主治医氏名

印

次のとおり、保険診療の生殖補助医療と併せて先進医療を実施し、これに係る医療費を徴収したことを証明します。

医療機関記入欄

(ふりがな) 受診者氏名	夫	()	妻	()
生年月日・年齢		年 月 日(歳)		年 月 日(歳)
治療期間※1	年 月 日 ～ 年 月 日 (治療を終了した日)			
妊娠の有無	有 ・ 無			
治療ステージ	A・B・C・D・E・F・G・H ※治療ステージの詳細は、裏面参照			
保険診療について	今回の生殖補助医療は保険診療ですか ☐ はい → 右記の治療回数を記入 ☐ いいえ → 補助対象外です。		保険診療による治療回数 今回の治療は保険適用 ____ 回目	
領収金額	今回の治療に係る領収金額合計※2 円		左記のうち、 <u>先進医療</u> に係る領収金額 円	
上記治療期間中に実施した先進医療				
医療技術名		実施日 ※3		領収金額
子宮内膜刺激術 (SEET 法)		年 月 日		円
タイムラプス撮像法による受精卵・胚培養		年 月 日		円
子宮内膜擦過術 (子宮内膜スクラッチ)		年 月 日		円
ヒアルロン酸を用いた生理学的精子選択術 (PICS)		年 月 日		円
子宮内膜受容能検査 1 (ERA)		年 月 日		円
子宮内膜受容能検査 2 (ERPeak)		年 月 日		円
子宮内細菌叢検査 1 (EMMA/ALICE)		年 月 日		円
子宮内細菌叢検査 2 (子宮内フローラ検査)		年 月 日		円
強拡大顕微鏡を用いた形態学的精子選択術 (IMSI)		年 月 日		円
二段階胚移植術		年 月 日		円
タクロリムス投与療法		年 月 日		円
膜構造を用いた生理学的精子選択術		年 月 日		円
着床前胚異数性検査 (PGT-A)		年 月 日		円
☐ 当医療機関は、実施した先進医療の実施医療機関として承認されている。 ☐ 上記の先進医療について、保険適用となる体外受精又は顕微授精と併用して実施した。				

※1 採卵準備又は凍結胚移植を行うための投薬開始等を行った日から治療終了日までを記載してください。
※2 体外受精及び顕微授精に関する費用についてののみ記載し、食事療養費標準負担額、個室料、文書料等の不妊治療に直接関係のない費用は、含めないでください。
※3 実施日が複数にまたがる場合は、実施の開始日を記載してください。

体外受精・顕微受精の治療ステージ

治療 ステージ	治療内容	採卵まで			採精（夫）	（前培養・媒精（顕微授精）・培養） 受精	胚移植						（胚移植のおおむね2週間後） 妊娠の確認
		（自然周期で行う場合もあり） 薬品投与（点鼻薬）	（自然周期で行う場合もあり） 薬品投与（注射）	採卵			新鮮胚移植		胚凍結	凍結胚移植			
							胚移植	黄体期補充療法		（自然周期で行う場合もあり） 薬品投与	胚移植	黄体期補充療法	
A	新鮮胚移植を実施												
B	凍結胚移植を実施												
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施												
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了												
E	受精できずまたは、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止												
F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止												
G	卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止												
H	採卵準備中、体調不良等により治療中止												

様式第 3 号旧様式

様式第 3 号（第 7 条第 2 号関係）

年 月 日

村税等納付（納入）状況確認承諾書

美浦村長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

今回の不妊治療費補助金交付申請の審査に際し、関係書類の提出に代えて、当方及び同一世帯員の村税等の納付（納入）状況について、確認されることを承諾します。

----- 以下申請者は記入しないでください。-----

担当課において、村税等の納付（納入）状況について確認をお願いします。

担当課名	税目等	該当なし	該当あり		担当者 確認印
			滞納なし	滞納あり	
収納課	個人村民税	☐	☐	☐ 現年度	
				☐ 過年度	
	固定資産税	☐	☐	☐ 現年度	
				☐ 過年度	
	軽自動車税	☐	☐	☐ 現年度	
				☐ 過年度	
	国民健康保険税	☐	☐	☐ 現年度	
				☐ 過年度	
上下水道課	後期高齢者医療保険料	☐	☐	☐ 現年度	
				☐ 過年度	
	介護保険料	☐	☐	☐ 現年度	
				☐ 過年度	
学校教育課	水道料金	☐	☐	☐ 現年度	
				☐ 過年度	
	下水道使用料	☐	☐	☐ 現年度	
				☐ 過年度	
子育て支援課	下水道受益者負担金	☐	☐	☐ 現年度	
				☐ 過年度	
学校教育課	給食費	☐	☐	☐ 現年度	
				☐ 過年度	
子育て支援課	保育所利用者負担額	☐	☐	☐ 現年度	
				☐ 過年度	

報告第 7 号

美浦村産後ケア事業実施要綱の一部を改正する要綱

上記について下記のとおり報告する。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

美浦村教育委員会教育長 小 松 正 樹

美浦村産後ケア事業実施要綱の一部を改正する要綱

美浦村産後ケア事業実施要綱（令和 7 年美浦村訓令第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

様式第 2 号を次のように改める。

様式第 2 号（第 6 条第 1 項関係）

年 月 日

村税等納付（納入）状況確認承諾書

美浦村長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

今回の産後ケア事業利用申請の審査に際し、関係書類の提出に代えて、当方及び同一世帯員の村税等の納付（納入）状況について、確認されることを承諾します。

----- 以下申請者は記入しないでください。-----

担当課において、村税等の納付（納入）状況について確認をお願いします。

担当課名	税目等	滞納なし	滞納あり	担当者確認印
収納課	個人村民税	☐	☐ 現年度	
			☐ 過年度	
	固定資産税	☐	☐ 現年度	
			☐ 過年度	
	軽自動車税	☐	☐ 現年度	
			☐ 過年度	
	国民健康保険税	☐	☐ 現年度 ☐ 過年度	
上下水道課	後期高齢者医療保険料	☐	☐ 現年度 ☐ 過年度	
	介護保険料	☐	☐ 現年度	
			☐ 過年度	
	水道料金	☐	☐ 現年度	
			☐ 過年度	
	下水道使用料	☐	☐ 現年度 ☐ 過年度	
	下水道受益者負担金	☐	☐ 現年度 ☐ 過年度	
学校教育課	給食費	☐	☐ 過年度	
健康こども課	保育所利用者負担額	☐	☐ 現年度	
			☐ 過年度	

附 則

この訓令は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

報告第7号 美浦村産後ケア事業実施要綱新旧対照表
様式第2号旧様式

様式第2号（第6条第1項関係）

年 月 日

村税等納付（納入）状況確認承諾書

美浦村長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

今回の産後ケア事業利用申請の審査に際し、関係書類の提出に代えて、当方及び同一世帯員が村に納入又は納付すべき村税等の納付状況について、確認されることを承諾します。

----- 以下申請者は記入しないでください。 -----

担当課において、村税等の納付（納入）状況について確認をお願いします。

担当課名	税目等	該当なし	該当あり		担当者確認印
			滞納なし	滞納あり	
収納課	個人村民税	☐	☐	☐ 現年度 ☐ 過年度	
	固定資産税	☐	☐	☐ 現年度 ☐ 過年度	
	軽自動車税	☐	☐	☐ 現年度 ☐ 過年度	
	国民健康保険税	☐	☐	☐ 現年度 ☐ 過年度	
	後期高齢者医療保険料	☐	☐	☐ 現年度 ☐ 過年度	
	介護保険料	☐	☐	☐ 現年度 ☐ 過年度	
上下水道課	水道料	☐	☐	☐ 現年度 ☐ 過年度	
	下水道使用料	☐	☐	☐ 現年度 ☐ 過年度	
	下水道受益者負担金	☐	☐	☐ 現年度 ☐ 過年度	
学校教育課	給食費	☐	☐	☐ 過年度	
子育て支援課	保育所利用者負担額	☐	☐	☐ 現年度	
				☐ 過年度	

報告第 8 号

美浦村新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

上記について下記のとおり報告する。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

美浦村教育委員会教育長 小 松 正 樹

美浦村新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

美浦村新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則（令和 8 年美浦村規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「健康増進課」を「健康こども課」に改める。

別表第 3 中「健康増進課長」を「健康こども課長」に改め、「、子育て支援課長」を削る。

附 則

この規則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

報告第 8 号 美浦村新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則新旧対照表

現 行	改正後（案）
<p>（庶務）</p> <p>第 8 条 対策本部の庶務は、保健福祉部<u>健康増進課</u>において処理する。</p>	<p>（庶務）</p> <p>第 8 条 対策本部の庶務は、保健福祉部<u>健康こども課</u>において処理する。</p>
<p>別表第 3 （第 6 条第 4 項関係）</p> <div> <p>総務課長、企画財政課長、税務課長、収納課長、住民課長、福祉介護課長、<u>健康増進課長</u>、国保年金課長、都市建設課長、経済課長、生活安全課長、上下水道課長、会計課長、議会事務局長、学校教育課長、<u>子育て支援課長</u>、生涯学習課長、美浦幼稚園長、大谷保育所長、木原保育所長</p> </div>	<p>別表第 3 （第 6 条第 4 項関係）</p> <div> <p>総務課長、企画財政課長、税務課長、収納課長、住民課長、福祉介護課長、<u>健康こども課長</u>、国保年金課長、都市建設課長、経済課長、生活安全課長、上下水道課長、会計課長、議会事務局長、学校教育課長_____、生涯学習課長、美浦幼稚園長、大谷保育所長、木原保育所長</p> </div>

報告第9号

美浦村新型インフルエンザ等対策連絡会議設置要綱の一部を改正する
要綱

上記について下記のとおり報告する。

令和8年8月25日提出

美浦村教育委員会教育長 小松正樹

美浦村新型インフルエンザ等対策連絡会議設置要綱の一部を改正する
要綱

美浦村新型インフルエンザ等対策連絡会議設置要綱（令和8年美浦村訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第6条中「健康増進課」を「健康こども課」に改める。

附 則

この訓令は、令和9年4月1日から施行する。

報告第9号 美浦村新型インフルエンザ等対策連絡会議設置要綱新旧対照表

現 行	改正後（案）
<p>（庶務）</p> <p>第6条 連絡会議の庶務は、保健福祉部<u>健康増進課</u>において処理する。</p>	<p>（庶務）</p> <p>第6条 連絡会議の庶務は、保健福祉部<u>健康こども課</u>において処理する。</p>